

## 高知県産後ケア事業推進連絡会設置要綱

### 第1 目的

出産後1年を経過しない母子に対して、助産師等が心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業は、母子保健法の改正により令和3年度から市町村による実施が努力義務とされ、こども家庭センター等の他の市町村母子保健事業との連携を図りながら、妊娠期から子育て期までの包括的な支援の提供を行うことが期待されている。また、少子化が加速する中で、本県における産後ケア事業の役割はますます重要になっている。

一方、本県の産後ケア事業の実施状況は、利用率が上昇傾向にある一方、受け皿は限定されており地域偏在がある。また、事業内容や利用料なども市町村、事業者ごとにばらつきがある状況である。

こうしたことを踏まえ、産後ケア事業の実施上の課題についての情報提供や協議等を通して、産後ケア事業の推進を図り、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的に、本連絡会を設置する。

### 第2 任務

本連絡会は、市町村における産後ケア事業の実施に係る以下の事項について、現状や課題及び課題解決に向けた対応等について協議を行う。

- (1) 産後ケア事業の事業内容や委託契約の標準化に関すること
- (2) 産後ケア事業の地域偏在の解消に向けた取組に関すること
- (3) その他、産後ケア事業をはじめとした妊娠期から子育て期までの包括的な支援体制の構築に関すること

### 第3 組織

本連絡会は、以下に掲げる機関の者（以下委員という。）で構成する。また、必要に応じて委員以外の者にオブザーバーとして出席を求める。

- (1) 市町村保健衛生職員協議会及び各地域（高知市及び各福祉保健所単位）を代表する市町村
- (2) 産後ケア事業に関する学識経験者及び関係団体
- (3) 産後ケア事業者

2 委員長は委員の互選をもって定める。

3 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

### 第4 連絡会の開催

本連絡会は、必要に応じて開催し、委員長が招集し、議長を務める。また、第2

の内容を協議するため、必要に応じて実務者レベルの部会等を設けることができる。

#### 第5 庶務

本連絡会の庶務は、高知県子ども・福祉政策部子育て支援課が行う。

#### 第6 雑則

この要綱に定めるもののほか、本連絡会の運営に関し必要な事項は、委員長が別途定める。

2 県の取り決めに従い、本連絡会に出席した委員に報償費を支払う。

#### 附則

この要綱は、令和7年10月22日から施行する。